

資本主義社会の再生産と人権観念〔中〕

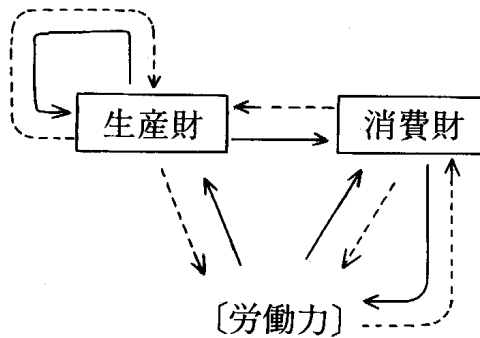
中尾訓生

三. 価値循環と素材変態

I

資本主義社会における (A) は衣・食・住というような基本的な物質的諸条件の確保を目的として作動しているのではなく、価値循環としてそれは作動している。社会構成員の基本的物質的諸条件は結果として確保されている。価値循環はマルクスの二つの図、(イ)と(ロ)によって説明され得る。

(イ),



$$(ロ), \quad -G-W \underset{A}{<} \overset{P_m}{\dots} P \dots W' - G' \cdot G - W \underset{A}{<} \overset{P_m}{\dots} P \dots W' -$$

資本主義社会の再生産, (A) ⇔ (B) は価値循環によって説明することができる。

価値循環の円滑なる運行は(イ)図が示しているように、生産財、消費財、

労働力の相互に関連した再生産である。

(イ)の矢印(→)で示されている貨幣、財の流れは、(ロ)のようにも表現することができる。

(イ)と(ロ)で示されている「再生産」を把握するための二つのパラダイムは J・ハーバーマスの「体制統合」と「社会統合」というパラダイムに類似している。

(イ)は、経済システムを構成する枠組であり、この枠組は「体制統合」のパラダイムと同じ特徴をもっている。すなわち、このパラダイムの下では「真理性とか適合性というような生活の文化的再生産にとって本質的な妥当性の承認請求は、制御媒体として受けとられて支配力や金銭や信頼や影響力などのような他の媒体と同一の平面におかれると、言論による納得の可能性という意味を喪失するのである。」¹⁾

だから、この次元をあつかう(ロ)が必要となる。(ロ)が表現しているものは主体の実践とその表現・解釈体系である。

既述しているように、表現・解釈体系とは商品が語っていることと商品所有者が陳述することである。商品所有者は社会への identity を確保するため事実の妥当性、正統性を陳述するのである。

「社会統合」が問題にするのは「社会についての規範的構造」であって(ロ)と重なるのである。そして、ハーバーマスは要は両者の結合、関連であると

1) 「社会統合という言い方をするのは、発言し行動する主体たちがその中で社会化されている制度的体系を念頭においているときであって、この場合には社会体制は象徴的構造をそなえた体験世界という相で現われる。

われわれが体制統合という言い方をするのは、自動制御システムに固有の統御機能を念頭においている。……」7頁 『晩期資本主義における正当化の諸問題』 J・ハーバーマス(細谷・訳)『Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus』

ハーバーマスは晩期資本主義の危機の問題は経済システムからでは解明できないという。経済システムが制御不能に陥り、資本主義は危機に至ると説いたのは、ローザ・ルクセンブルグであったが、ハーバーマスは経済システムから生ずる不整合が危機に発展するか、どうかは主体がそれを受容するか、それとも拒否するかによって体験世界の相を社会再生産の回路に組込むのである。

いうのであるが、まさに私が問題にしているのは、ハーバーマスとは異なっているが、(イ)と(ロ)の結合・関連である。

(イ)から「貨幣の流れ」(---→)を消した図はあらゆる形態の社会的物質代謝として適用できると一般に解釈されている。これは誤りではないが、かかる図を抽出することができたということは歴史的状況を背景にしてのことである。マルクスの適切な表現を借用すると、こうである。「もっとも抽象的な諸カテゴリーでさえ—まさにその抽象性のために—すべての時代にたいしてあてはまるにもかかわらず、なおこういう抽象という規定性の点で、それ自身やはり歴史的な諸関係の産物であるということ、そしてそれが完全にあてはまるのは、ただ歴史的な諸関係にたいしてだけであり、かつその内部においてだけだということである。」²⁾

つまり社会の物質代謝に人々は(経済)言語(カテゴリー)を介して接するのであって決してそれ自体が彼らの眼前にあるのではない。

したがって諸カテゴリーを規制している(位置づけている)ところのもの、つまり基本関係についての認識がなければ、それが表現している社会的物質代謝の把握は困難である。

人々は往々にして、この点を考慮することなく、安易にブルジョア社会において獲得された諸カテゴリーをあらゆる社会形態に適用し、その結果、各々の社会形態の歴史的特徴を消失してしまう。

例えば、A・スミスの再生産(素材変態)図をみてみよう。

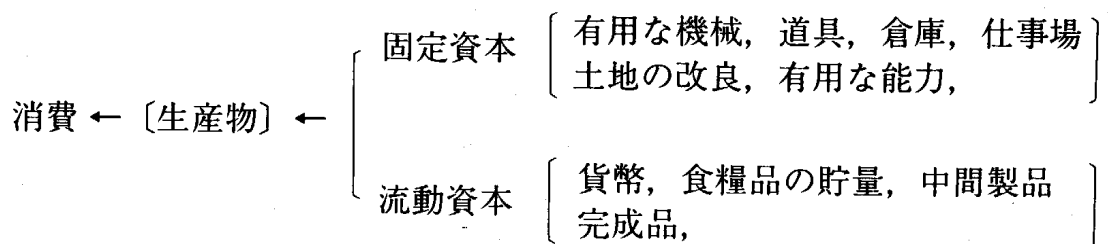
ここでいうところの素材の変態とは、例えば綿花、綿糸、綿布というような素材変態からイメージされて、社会全体におけるモノの流れに翻訳されたものであるが、これに資本の規定が重ねられて再生産イメージを作っている。彼の資本規定はこうである。「資本はつねに一つの形態で、かれの手をはなれ、もう一つ別の形態でその手に帰って来るのであって、それがかれに、あ

2)『経済学批判』319頁 マルクス(岩波文庫。大内、遠藤、他)

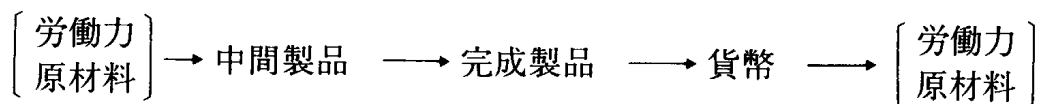
る利潤をもたらすことができるのは、このような流動、つまり継続的交換のおかげによってだけなのである。」この資本規定の特徴は、利潤は変態することによって得られるとしているところである。つまり、出発点に位置していたモノが、変態して出発点に復帰する一循環が強調されている点である。変態は「かれの手をはなれ、もう一つ別の変態でその手に帰って来る」というように視覚的に把握されているところから容易にわかるように資本の規定は個別の視覚に固定されている。それは三循環の統一としてのマルクスの資本規定のように社会的、全体的なものではない。

(I)と(II)は、スミスの述べているところを図にしたものであるが、すぐに気がつくことは、価値カテゴリーと使用価値カテゴリーの混在である。³⁾

(I)



(II)



価値カテゴリーが表現している対象は主体関係であり、使用価値カテゴリーが表現しているのは外的（物理的）自然である。そしてそれぞれの対象を同化・調節する実践が、価値実践と使用価値実践であったことは既に述べたとうりである。

(II)は、使用価値カテゴリーで「資本」を説明しているのであるが、この説明では「資本」は〔労働力・原材料〕が変態し、出発点への復帰という具体性に特徴づけられている。

3) 拙稿 「資本概念と労働の二重性」 山口経済学雑誌, 31巻3・4号

(I)においても、資本の分類はモノの具体的属性を基準としている。

「資本」という価値カテゴリーを主体の外的自然の同化、それへの調節という人にとって本源的であるところの対象認識に依って説明している。

(II)とマルクスの(ロ)を比較してみると、その差異が明確となる。

(ロ)ではその循環軌道上にあるモノはその具体的属性を捨象され、無差別一様に量に還元されている。(ロ)はモノを価値(量)化する実践の表現体として実体化、制度化される。

マルクスは $W_a - G - W_b$ は $G - W - G$ であり、 $G - W - G$ は $G - W - G'$ として現実化されていることを解明した。マルクスが窮極において突止め、つかんだものは、商品、貨幣、資本というものは具体的なあるモノではなく、すべてを価値化する実践の表現体ということであった。

したがって(ロ)の中味は実践とその表現体系から成っている。しかし、さらに(ロ)には解釈体系が付加されねばならない。なぜならば、人々が「資本」について色々と解釈していることも、社会的には、その再生産にとっては必須の役割を果たしているからである。

すなわちモノは価値実践の表現体であるのだが、人はその属性から、(その属性は知覚されるから、)安易に社会関係を解釈する。価値実践によって形成、維持されている社会関係と解釈された社会関係の乖離は社会の再生産の重要な要素である。

素材変態(物質代謝)を(ロ)のように表現することを可能にしているのは「基本関係 ≡ 実践 + 表現体系; 諸解釈」の規定である。換言すると、素材変態を価値循環として認識することができるのは、素材変態に価値実践者としての主体を関与させることによってである。

価値形態論では表現体系とは商品が語る場所であり解釈体系とは商品所有者の諸陳述であった。

解釈体系は商品所有者が自己の実践を根拠づけ、正当化して社会への identity を強固ならしめる作用を果す。それはまた社会の構成員が同一集団に帰属するものとして互いに確認しあうところの解釈体系である。

それは商品交換の二段階構成の方法を大略、採用している。

それは価値カテゴリーを外的自然の同化、及びそれへの調節という使用価値実践に応じる範式で解釈している。この解釈体系は当然のことながら言論による説得をとうしてその目的を果すのであるら、論理的でなければならない。自由・平等の観念が一般化しているところでの諸個人が相互に承認している、相互に従うところの原理は実体的ではなく、形式的論理性である。この場合、論理は現実の妥当性を問題にするのであるから規範的である。

したがって、規範的論理を構成する基礎命題の一般的承認が前提となる。

(ロ)の価値循環図は、実は全く不十分である。というのは、基礎命題が一般的に承認されるのは、あるいは、実体化されるのは主として家庭や教育の場である。

また、価値循環は常に労働力の投入を必要としているが、価値循環の論理は労働力を投入させる、換言すると、働く意欲を起こさせ得るものであるのか、どうか重要な事であるが、これは労働力を再生産する場の考察を必要とさせる。

(ロ)には—A—G—W—生活領域（労働力の再生産）—A—G—W;の図が付加されねばならない。価値循環の論理（表現体系）と生活領域の論理（解釈体系）の関係が同調的であるのか、対抗的であるのか、に依って社会の再生産は重大な影響を受ける。つまり、人々の社会への identity を解釈体系が確保することができなくなると、換言すると、価値実践を包摂しきれなくなると人々は価値循環に参加する動機に疑問をもつに至る。そして使用価値実践を志向するようになる。

さて、(イ)と(ロ)の結びつきであるが、(イ)が内包している物質的生産の諸条件①、②、③、④は価値実践の相互作用（好況、恐慌、不況の周期）のなかで結果的に充足されているのであるが、恐慌、不況は失業、賃金切下げという事態を生じさせて、解釈体系に影響を及ぼす。この事態を解釈体系が規範的に構成し得ていれば、事態は経済システム(イ)内で処理することができる。

しかし、この事態によって解釈体系が人々に受容されないとすると、人々は社会への identity を喪失し、価値実践に疑問を示すようになる。価値実践と使用価値実践の拮抗を主体は解釈によってバランスさせているのであるがその解釈が動揺するとその機能を果さなくなるのである。

事態は深刻化し、経済システム内では処理できなくなる。つまり、社会の再生産にとっての危機である。

実践＋表現・解釈体系 ≡ 基本関係の「再生産論」における課題がここに存する。

社会の再生産はイデオロギー（価値実践の擁護を目的とした解釈体系）を必須の要素としていることを教えてくれる。

全体としての商品交換（流通）は人々の実践を根拠づける諸解釈の枠組を与えている。したがって商品交換の構成的説明の翻訳である人権観念はこの枠組を形成しており、これは容易にイデオロギーに転化する。

かかるイデオロギーは商品交換を存在基盤としており、市民（商品交換）社会の外側から注入されたところの、換言すると、市民社会を構成している諸要素とは別の要素から発しているところのイデオロギーとは相違している。これらの点は本稿、後半の課題である。

さて、「社会統合」と「システム統合」の結びつきは、かくて商品交換によっているということになるだろう。

「システム統合力のある経済システムが社会統合の課題を引き受ける。」というハバーマスの説明は上述の意味に理解することができる。

経済システムの不可欠の環節である商品交換はそれ自体が表明している人格の自由、契約の自由、私的所有の不可侵という観念によって社会統合の課題を引き受けている。

II

価値循環の拡大、深化。

価値循環の拡大とは外的自然の価値化、量化の拡大である。拡大傾向を制限する要因は価値循環の内部と外的自然に存在する。

内部の要因とは資本の過剰生産を生みだすところのものである。

この要因は価値循環の拡大を阻止する絶対的要因というのではなく、資本はこれを更なる拡大への動力に転化している。

この場合、拡大要因も阻止要因も同一平面上にある。というのは両者の関連は、阻止要因の除去が拡大要因を生みだし、拡大が阻止要因を形成しているということである。

例えば100万円を投入して20万円の利潤が得られれば拡大は継続するが、現状では10万円しか得られないから拡大は停止するという。

資本はこのような制限要因に対しては制御能力を増大させている。

外的自然に存在する価値循環拡大に対する制限要因は、資本が自然から獲得している資源の枯渇であり、資本が排出する有害物質を吸収している生態系の破壊の顕在化である。

生態系の破壊は資源の枯渇と異なり、資本はそれを制限要因としては直接には認識しない。それを生命体としての人間そのものを脅やかす危機として感得している人々の行動を（使用価値実践）を介して資本はそれを制限要因と認識する。

資本にとって自然環境は、ほとんど、ただ同様であったから資本による地球的規模での生態系の破壊は人類史上甚だしいものである。

生態系の破壊を危機と感じている人々の使用価値実践に対抗して、資本がまず採用した方法は擬似的市場方法によって環境を評価し、つまり「お金」に換算してコスト計算をするというものである。⁴⁾ 問題を価値循環内の事として処理するというものである。

したがって、コスト計算といっても資本が許容し得る範囲に、それははじめから限定されているのである。

4) 『環境教育、何が規範か』 都留重人

価値循環の拡大は市場機構による事後的調整を繰り返しているが、生態系は不可逆的であって破壊されると、その回復は利潤獲得競争場裡にある諸資本の支配することができる時間、空間の下では、まず不可能である。枯渇したエネルギーについては、生産技術を発達させて、その代替を見出して資本は成長してきているが、放射能廃棄物や二酸化炭素や廃熱などのような有害物質を吸収し、緩和している代替不可能な生態系の破壊には外的自然の価値化をその論理としている資本は生態系の論理とは共存しないから、対処することはできない。

擬似市場的方法は価値化の論理を背景としている限り、つまり生活領域への価値化が浸透している限り環境破壊を促進するものとなるだろう。

価値循環の深化とは内的自然、(主体間関係)の価値化の促進である。

実践を根拠づけ、正当化しようとするのは生活領域、(イ)と(ロ)の観点からいうならば、労働力の再生産、つまり消費財を消費する場から発する。実践を点検し反省を加えるのは生活領域においてである。具体的には、それは家庭であり、学校であったりするであろう。

家庭や学校における人と人との関係、すなわち、本来的には価値関係ではないところに価値化が浸透する。

前述した解釈体系を生み出し、成立せしめるのは生活領域における人と人との関係である。親と子、夫婦というような家族関係、あるいは教師、生徒の関係等々は一言でいうならば、使用価値的、具体的関係である。

二のⅥで考察したところの「乖離」は価値循環過程における主体と生活領域における主体の拮抗として現実化する。

解釈体系の重要性は「乖離」を持続させるように作用するのか、それともそれを否定する方向に作用するのか、ということである。

価値実践者としての主体の諸状況を生活領域における主体は使用価値的に解釈し、価値関係を使用価値関係的に表象する。

価値化の生活領域への浸透が強まれば強まるほどかかる解釈、表象が優勢となる。つまり使用価値実践は空洞化し、観念的存在となり、したがって

「乖離」は拡大する。

生活領域における具体的、感性豊かな関係は価値化の浸透によってその実質は空洞化の方向にあるが価値化の拡大は生活領域からの解釈によってカバーされることを要している。したがって価値循環は生活領域を価値化するのであるが、このことは価値循環を安定化せしめる要素、すなわち解釈を規範的論理たらしめているところの母胎としての生活領域を崩しているのである。かくて価値循環の安定化は生活領域を空洞化せしめながらも聖域として保持しなければならないのである。資本は空洞化を偽装するために本来は無縁であるところの文化について語らざるを得なくなる。

生活領域は歴史的な継起要因に主に依存している。

商品所有者の相互作用である価値循環は共時的、同時代的相互依存として形成されている。

解釈体系が価値化を否定する方向に作用するためには使用価値実践によって絶えず空洞化に抵抗し、その解釈体系を補強することが肝要である。

社会への参与、すなわち、価値実践への動因及び、その正当化は歴史的に形成された使用価値的本源的関係からの価値循環の解釈いかんによる。

価値循環の円滑化はこの解釈が規範的論理の整合性を保持していることを必要とする。もちろん、価値循環に反対する解釈もまたその論理の整合性はその解釈が有効に作用するための必須の条件である。

社会はこの「乖離」を、この規範的論理の実体（基礎命題）を空洞化し、その形式性だけを保持するということで調整する。つまり、社会はその存立を安定化させるために、その形式の整合性の度合いによって諸解釈の妥当性を判定するという制度をつくりあげる。

この制度は価値循環の論理に実は良く適合している。具体性の相でなく、無差別一様な抽象性の相における世界はいうまでもなく、価値循環が日々つくりあげている世界である。

この制度は規範的論理の妥当性をしたがって実体的、具体的に判定することは価値循環を否定することになるから、論理の整合性を「手続き」の整合

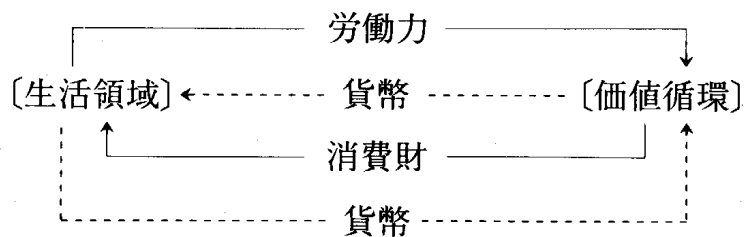
性に解消する。生活領域から発する解釈は、したがって、形式性に吸収され、社会の再生産の回路に入るものと、あくまでその具体性において妥当性の承認請求をするものに分れる。私は、これらの事を「人権観念の二重性」として後半において論じるだろう。

例えば経済開発（外的自然の価値化）に対して環境保護の立場から反対する人々は、開発の妥当性、正当性を問題とする。彼らは「環境権」を掲げて新たな規範論理を構築するのであるが、制度はかかる論理の実体を問題にすることなく、妥当性、正当性を「手続き」に解消する。

制度はかかる論理の実体に関与しないことを積極的に主張するに至る。すなわち『価値』（道德）からの中立性を標榜して客観性の外装をまとっているのである。

III

価値循環は生産要素の一つである労働力を価値循環の外側にある生活領域から補給している。価値循環は労働力を再生産している生活領域に消費財を供給している。



それぞれの領域が維持されるためには、労働力の投入、消費財の投入、は継続的でなければならない。

継続を保証する主因は価値循環にあるのであって生活領域は価値循環にたいして従属的である。これは資本主義社会は $(A \Rightarrow B)$ であることから導出される。換言すると、社会の基本関係 (B) は価値循環によって日々形成されているということから、ひき出されている。したがって価値循環はどのよ

うにして生活領域を包摂し、これを循環の要素として設定し得ているのかという視角から考察してみよう。

いま、労働力に対する需要が存在しているとする価値循環はいかにして生活領域に労働力を供給させるのであろうかということが問題となる。

労働力の供給が存在していると、問題は価値循環はいかにしてこれにたいする需要をつくりだすのか、ということである。

マルクスの引用しているところに依ると、マンデヴィルは次のように述べている。

「労働者を勤勉ならしめうる唯一のものは適度な労賃である。過小な労賃は気質の如何によっては彼を意気沮喪させたり、自暴自棄におちいらせたりするが、過大な労賃は横着にし、怠惰にする。」⁵⁾ マンデヴィルは労働力の供給を確保するためには、実質賃金 (X) は、 $X_{min} < X < X_{max}$ の範囲でなければならないと述べているのであるが、この場合、労働供給を継続化する、あるいは継続化せざるを得ないようにさせる労働主体にとっての賃金の上限、下限を経済システムからだけの要因で量的に規定することはできない。

経済システムから決定できるのは労働力にたいする需要である。実質賃金率は経済システムの規模、作動を表現している資本蓄積の従属変数であって、資本蓄積率の変動域によって実質賃金率の上限と下限が与えられるであろう。⁶⁾ 前の問題は、基本関係 (B) の考察を必要とする。Xの下限にしても、上限にしても歴史的、文化的に規定されているのであって主体の意志、態度を抜きにして論ずることはできない。

Xは次のよう規定することができるだろう。

「生活手段の総額はこの労働せる個人を、労働する個人として、正常なる生活状態に維持するに足りなければならない。食料、衣服、暖房、住居等々のような自然的な欲望自身は一国の気候的及び他の自然的特性に従って異なる。他方において、いわゆる必要なる欲望の範囲はその充足の仕方と同じく、

5) 『資本論』 I, 772頁 マルクス (向坂訳, 岩波)

6) 『蓄積論』 (3章, d) 193頁~200頁, 置塩信雄

それ自身歴史的の産物であって、したがって大部分は一国の文化段階に依存している。』⁷⁾ Xの中味は、(1)身体の維持に必要不可欠な部分、すなわち自然的欲望によって規定される部分と、(2)文化、教育的状況によって規定される部分とに分析上は区分することができるだろう。

資本主義経済の発展はXを上昇させているが、それは(1)に比して(2)の部分を上昇させている。(エンゲル係数の低下)

Xの上昇は価値循環への労働力の供給の障害となっていくであろうか。

マルクスは「資本主義社会」の出口について、それは「労働日の短縮が根本条件」としてその方向を示している。⁸⁾ すなわち、(2)に相当する部分を労働者は自己の労働時間との交換で獲得しているのであるから、(1)の獲得のためには労働力を供給するが、(2)の部分を放棄して、それに相当する時間は自らの労働時間として自らの文化を創造すること、これが「資本主義社会」からの脱出するため前提条件であるというのである。

だから資本は労働力を確保するために、(2)の部分を積極的に労働者が購買するように仕向けるのである。ローマの奴隷とは異なり、労働者を見えざる鎖でもってつなぐため、資本は(2)の商品に対する欲望を創出する。

もちろん、分析的にXの中味を(1)、(2)に区分したのであって、現実には(1)、(2)、ともに商品であって、(1)が使用価値的に、つまり、自然的欲望で規定されているとみなすような説明は誤りである。

資本は(1)と(2)をともに、より多く、つまり無駄に消費させるように仕向ける。これは生活領域への価値化の浸透によっておこなわれる。生活領域においては、モノはその属性である使用価値で規定されているし、人と人との関係も個別的で具体的である。生活領域における人間関係は親子、夫婦というように家族関係であり、教育の場における先生と生徒の関係等々であり、これらはすべて個別的、具体的である。価値化の浸透はこれらの関係を人格的属性を捨象した抽象的關係で置換して個別的、具体的關係は表象としてだけ

7) 5)の222頁

8) 『資本論』Ⅲの2 1025頁

の存在にしてしまう。表象としての具体的関係は実在としての抽象的關係を助長する。

より多く消費させ、より多く所持させる（モノの使用価値的属性の消費のための所持ではなく、所持することを目的とした所持）資本の戦略は表象としてだけの存在である具体的関係によって支えられている。

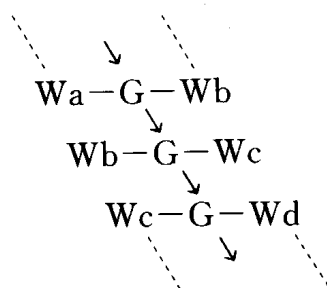
実在としての抽象的關係が大量生産、大量消費を受容し、表象としてのみ存在する具体的関係が、「アナタのために生産し、アナタだけに提供する」という個別性、具体性に訴える販売方法を支えている。

Xの上昇はそれ以上の欠乏感と平行させることで労働供給の継続化を確保する。その保証は生活領域への価値化の浸透である。

四、商品交換と人権觀念の合致

I

商品交換、 $W_a - G - W_b$ は異なった使用価値の交換 ($W_a \rightleftharpoons W_b$) による欲求の充足として説明され、社会的妥当性（存在理由）を得ているのであるが、これは全体的商品交換の一片であって、全体的商品交換によって規定される。



全体的商品交換は $G - W - G$ という全くの無意味性をその本質としている。

人類史におけるほんの一齣を占めているにすぎない資本主義がそのわずかな期間において達成した驚異的物质文明は、もし、 $W_a - G - W_b$ がその存

在理由とされている使用価値の享受を目的としているのであるならば、決して出現してはいないであろう。

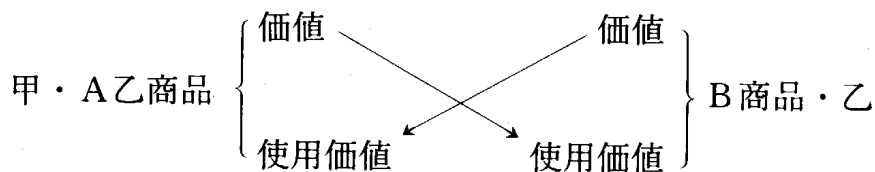
それは $W_a - G - W_b$ を $G - W - G$ として、つまり対象の価値化を自己目的とした実践によって達成されている。

価値実践、すなわち価値化した主体による対象の同化によって資本主義社会は支えられて、維持されている。価値実践の表現体系は主体の無意識体系であって、したがってその無意識体系は表現体系の読み取りによって理解できる。

本源的実践である使用価値実践は価値実践によって絶えず空洞化され、潜在化されて観念的、表象的にのみ存在する。

換言すると、価値実践を使用価値的に解釈する。これを私はマルクスに依拠して「実践と解釈の乖離」として説明した。

商品所有者、甲と乙の関係は次のように示される。



乙は甲の価値実践の表現体にすぎない。乙の乙たるゆえん（乙の使用価値的属性）は甲にとって全く意味をもたない。逆に、乙も甲をそのように扱う。ところが、甲も乙もこの実践を次のように表象し、解釈する。

$W_a \rightleftharpoons W_b$ として表象し、甲と乙は自分達の結びつき、関係を自分達の人格的特性（使用価値的属性）を直接的媒介にしているというように解釈している。

実践は対象の価値化でありながら、その解釈は使用価値的である。

対象（価値実践によって支えられている社会）の使用価値的解釈は主体の対象への働きかけを前提にしているのであるから、この解釈における主体は対象にたいして能動的、創造的位置を占めていると考えられるのであるが、主体が働きかけているのは、「社会」に対する表象である。主体を規定して

いる関係（＝価値関係）に対する関係において主体は能動的であり，創造的なのである。

アルチュセールの「イデオロギー」の規定を「実践と解釈の乖離」という私の見解と対比してみる。「人間がイデオロギーのなかで描きだすのは彼らの存在の現実的諸条件や，彼らの現実世界ではなく，なによりも，まずそこで人間のために描きだされるこれらの存在の諸条件にたいする人間の関係である。」「イデオロギーは／ 生産諸関係およびそれに由来する諸関係と諸個人のあいだの（想像的な）諸関係を表わしているのである。それゆえイデオロギーにおいては諸個人の存在を統御する現実的な諸関係の体系が表わされているのではなく，諸個人がその下で生きる現実的な諸関係にたいするこれら諸個人の想像的な関係が表わされているのである。」⁹⁾ アルチュセールの「イデオロギー」の規定は「イデオロギーは社会の現実的諸構造のうえに漂う観念の雲のようなものである。」という通欲的理解を否定することにおいて積極的に評価し得る。

しかし，アルチュセールの規定には「主体を社会的矛盾によって貫かれ動かされるものとして，彼の意識の相にともなう無意識をもったものとして提示する」ということが欠落している。

「実践と解釈の乖離」の要点は，まさにこのことを考察の対象とすることである。

生産諸関係，つまり価値実践を人は使用価値的に解釈する。価値実践にたいする関係からの表象で置換する。

価値実践者である主体は使用価値的解釈によって意識的交通をしている。これが使用価値解釈の社会的機能であり，実在性である。価値実践とその使用価値的解釈は表裏の関係にある。無意識的实践であるところの価値実践の表現体系を読みとることによって使用価値解釈が価値実践にたいして肯定的であるのか，批判的であるのかを判断することができる。すなわち，使用価

9) 『国家とイデオロギー』61頁 アルチュセール，西川長夫訳：Idéologie et Appareils idéologiques d'Etat, Freud et Lacan et al. par L. Althusser

値解釈体系の中心に位置している主体は基本関係の実践者にすぎないということが認識可能となる。

II

$Wa-G-Wb$ は Wa の所有者が Wa を売り、 G を得てその G で Wb を購入するという、つまり Wa の変態を示している。もちろん、 Wb の所有者からみると、この変態は逆である。

しかし、逆であっても変態の形式は甲にとっても乙にとっても同じであるから $Wa-G-Wb$ にたいする表象は両者は同一である。

$Wa-G-Wb$ は彼の視界下にあり、意思下の事柄である。

しかし、彼は $Wa-G-Wb$ が $Wb-G-Wc$, $Wc-G-Wd$, ……………
……と関係していることは視界におさめることができないから、 G がどこから来て、どこに行くのか、その軌跡を追うことはできない。

私達は全体的商品交換を考察するためには個々の商品交換の視点を脱しなければならぬ。だが、一般に人は全体的商品交換を $Wa-G-Wb$ の合算として解釈している。

これは全体的商品交換にたいする関係の表象ということができる。

この解釈は全体をまず各要素に分解し、然る後に諸要素を集合して全体を構成するという方法に暗黙に立脚している。これは本源的 (primitive) であるが故に、一般的に容易に採用され、対象把握に根強い根拠を有している。

この方法が「社会」把握に採用されたということは注意すべきことである。これは「社会」がひとまずその基本構造については、いかなる視角からも、つまり甲からも乙からも、丙からも、…共通要素に分解できるということが前提になっている。もちろん、この前提は甲、乙、丙、…の自由なる交通によって社会が彼らにとって同質的となっているということを含んでいる。

私は基本関係 (B) を「実践+表現体系：解釈体系」と規定している。

社会を構造的に規定している (A) と (B) はブルジョア社会では商品交換によって不可分一体 ($A \rightleftharpoons B$) となっている。

Wa-G-Wb を規範的に構成して、全体としての商品交換を演繹する体系は人が実践の正当性を要求するとき、あるいは正当化しようとするとき、社会への identity を獲得しようとするときに依拠する枠組みである。

この枠組によって人はそれぞれの立場から実践の、したがって「社会」の解釈をしている。換言すると、解釈における彼らの位置は正当性を保障しているこの枠組によって根拠づけられている。

この場合、解釈は論理的であることが要求される。なせならば、商品交換が一般化している社会では、人が従うべきこととなる原理は論理整合性だからである。

商品交換は「他人たちの意志への依存性から自由」である人々の交通を前提としている。換言すると「個人が自分自身の利益になると見込んで自発的に入り込む諸関係を除いて、他人たちとのどんな関係からも自由」¹⁰⁾であると感得している人々の交通を前提としている。

かかる諸個人の交通において、個人が自己の実践の正当性を主張して提示した解釈はそれが有効であるとき、当然、彼もその解釈に義務づけられることになる。解釈が有効であるための必要条件は諸個人が自由であるということから、それが論理的であるということである。論理的であるということ、それは、「個人的な行動の仮言的な命令法は集団的な行動にとって定言的の命令法に対応する」ということである。

彼らは彼らの交通の諸規則を定式化することによって「社会」を規範的に構成する。

自由・平等な商品所有者が順守する規範は商品交換を成立させている要件である。実践の正当化のための解釈はこれらの要件を根拠づけることから始まる。

これらの要件は自由人（商品所有者）とモノ（商品）の関係から導出して

10) 『所有的个人主義の政治理論』297頁, C・B・マクファーソン 藤野, 将積, 瀬沼, 訳 The Political Theory of Possessive Individualism, by C, B, Macpherson.

いる「私的所有の不可侵」、自由人（商品所有者）間の関係から導出された「人格の自由」「契約の自由」である。いうまでもなく、この想定は、近代自然法思想家達が、（例えば、ホッブスやロック、ルソーのような人々）想定した「自然状態」「自然人」と同じである。

マクファーソンは次のようにいっている。「ホッブスのいう自然状態、もしくは人類の自然状況は文明人に対置された「自然」人にかんするものではなくて、彼らの欲望がとくに文明化されている人間たちにかんするものであるということ、すなわち自然状態は文明化された社会での生活によって形成された諸性質をもった今あるがままの人間たちが、もし彼らすべてを威圧しうるどんな共通の権力も存在しなかったとしたら、必然的にその中に在るにちがない仮説的な状態である」¹¹⁾

このことはホッブスのように厳密ではないが、ロックやルソーの展開においても同様に読み取ることができる。

この想定から演繹した彼らの国家、市民社会の体系は、現実に商品経済社会（ $A \rightleftharpoons B$ ）の正当化の枠組として作用している。彼らの思想は「人権宣言」として具体化している。

しかし、一層はっきりしていることは、私達は「人権宣言」の一つ一つの項目を学ばなくとも、人々との交通において自己の権利を主張するとき、その内容はこれらの項目と同じ内容に帰着していくということである。

日々、幾回となく実践している商品交換によって社会（ $A \rightleftharpoons B$ ）の正当化枠組（人権観念）が再生しているということである。

このことはすべての人にとって商品経済社会は同質的であるということから帰結している。

換言すると、それぞれの立場から「社会」をみても同じであるということ、したがってそれぞれの立場からの使用価値的解釈も同じということである。

ここで注意しておくことは、これら諸項目（能記）に資本主義の発展過程においていかなる意味内容が付与されてきたか、つまり意味内容は固定的で

11) 10)の31頁

はなく、弾力的であるということであり、そしてまた正当化の枠組を成している諸項目に発展過程において新たな項目が付加されてもそれは商品交換の構成的要件の根拠づけと矛盾しないということである。これは後節で検討するだろう。

さて近代自然法思想家に共通している「自然状態」「自然人」を想定して演繹する方法はその体系を次のように性格づける。

「社会的な相互諸作用に先立ち個人に生得的な一つの間本性があらかじめ理知的道徳的、法律的経済的等々のすべての能力を含んで現存する。………社会的諸制度はこの間本性によって鼓吹された諸意志から導来した意図的で、その故に人為的結果を構成し個人だけが本来的に自然的な諸々の資質を所有している。」¹²⁾

自由なる個人の「社会」の使用価値的解釈もまた、引用しているところと同じ性格を有している。それは社会的相互作用（価値実践の総体）ではなく、これにたいする彼らの関係を表現している。

しかし、ホッブズの市民社会国家論の体系が価値実践の総体の使用価値的解釈と同じ性格を有してはいるが、ホッブズの体系は人格的依存の社会関係、神の秩序（宗教的關係）と対峙しているということを忘れてはならない。¹³⁾

12) 『発生的認識論序説Ⅲ』250頁 J・ピアジェ田辺，島雄，訳：Introduction à L'épistémologie génétique III, par Jean Piaget.

13) ホッブズの政治論は『市民論』『法の原理』『リヴァイアサン』において展開されているが、それらに貫通している基礎概念である運動は——万人の万人に対する戦争が人間の自然状態であるという展開は運動概念によっている——神の創造になぞらえて導出されている。（『イギリス社会哲学の成立と展開』15頁，太田可夫）所与の基本関係（人格依存の關係）が侵食され、新たに形成されつつある社会の基本関係を説明する仕方は古い關係に規制されている範式に依らざるをえないが、その範式の適用領域を漸減、縮小していくというものであろう。ホッブズが依拠した範式は基底に神を有しているが、コモンウェルスを説明する仕方は対象を神の手から人間に還元していくのである。人間の手に移されていく対象領域が増大していくことは、所与の基本關係が実践的に個々人を主体とした關係に置換されつつあるということを示している。

このことがホッブズの体系を極めて厳密に演繹的としている。¹⁴⁾

私はホッブズ、ロック、ルソーの構成した社会、主権、政治体等々が同じ内容であるといっているのではない。三者がそれぞれに把握したこれらが相違していることは多くの人々が指摘しているとおりでである。

相違は社会的相互作用（価値実践の総体）にたいする関係の表象の相違に依っているだろう。ホッブズとロックを比べると、前者の展開は極めて厳密に人間本性からの演繹であるのにたいして、後者のそれは演繹的展開に具体的、歴史的事象に属する記述を対置して、その展開を規範的構成としている。

例えば次のように。ロックは自然法を犯した者に対して「各人は犯罪者を処罰し、かつ自然法の執行者となる権利を有する」ことを演繹するが、この展開を次のように論証する。「君主や国家がその国で罪を犯した外国人を死刑に処し、またはその他の処罰を加え得るのは、いかなる権利に依るのであるか、私に説明してほしい。」「もしも自然法に対する犯則をば事件に対する適正な判断の要求するところに従って処罰する権力を、各人が自然法によって有するものでなければ、どうしてある協同体の為政者が他国人を処罰し得るのか、私には理解できない。」¹⁵⁾

このようなロックの方法の現実的作用は「私的所有」の根拠づけ、正当化

14) 「人工的人間（リヴァイアサン）の素材と創造者、それらは人間である。」として、国家（リヴァイアサン）に至る演繹体系（上向の叙述）の起点に人間を据える。

ホッブズは人間の考察からはじめることについて述べている。「ひとりの人間の思考や情念は他人のそれと類似しているから、人がもしかれ自身をみつめて、自分が思考・判断・推理・希望・恐怖等々するとき、どういうことをするか、またなににもとづいてそうするかを、考察するならば、それによって、かれはつねに、同様なばあいにおける他のすべての人の思考と情が、どのようなものであるかをしるであろう。」「全国民を統治しようとする者は、かれ自身のなかにあれこれの個別的人間ではなく、人類をよみとらねばならない。それをすることがいかにむずかしく、どんな国語や学問をまなぶよりむずかしくても、わたくしが自分の研究を順序ただしく明瞭にしめしてしまえば、他の人にのこされた苦勞は、ただ、かれ自身もまた自分のなかにおなじことを、みいださないかどうかを考察することだけであろう。」

『リヴァイアサン』38頁 ホッブズ、水田、訳 Leviathan, by Thomas Hobbes

において示されているように現実の私有財産の不平等の容認（自然法による容認！）となる。

ロックは所有権は生得不可侵の権利であるとし、そしてその内容を経済の発展に適合するように変更を加えていった。

ロックは所有権に次のような権限を付して生得不可侵としている。(1)「けれどもどの程度まで神はそれ（モノ）をわれわれに与えたのであろうか。それを享受するためにである。腐らないように利用して生活の役に立て得るだけのものについては誰もが自分の労働によってそれに所有権を確立することができる。」(2)「自然は人間の労働の程度と生活の便宜とによって巧みに所有の限度を定めた。何人の労働といえどもすべての物を征服し、専有することはできない。またそれを享受するといっても、その一少部分以上を消費することはできない。それであるから何人も他人の権利を侵したり、あるいはその隣人を犠牲にして自己に所有権を獲得するというようなことは、あり得なかったのである。」¹⁶⁾しかし、ロックは貨幣が発明され、使用されるようになると、(1)、(2)の制限はとり除くことができるという。

「貨幣というのは保存しても腐らず、また相互の約束によって人が実際に生活上有用な、滅失する性質のものと交換に受取るであろう何か永続性のあるもの」¹⁷⁾であるから、貨幣の蓄蔵には制限がのぞかれ得る。

かくて家族が享受する以上にモノを所有しても、それを貨幣と交換することによって許されるという。さらに彼は次のようにいう。貨幣の使用はただ人間生活にとって有用であるか、どうか依存しているモノの本来的価値を変えてしまい人間に必要とするより以上を持ちたいという欲望をもたせる。¹⁸⁾

15) 政治社会の発生（第8章）において、ロックは自らの主張に対する異論に反論を加えている。この反論の方法も、具体的、歴史的事象に属する記述を対置するという仕方である。演繹体系に演繹体系を対置しているのではない。『市民政府論』ロック、鶴飼・訳 *Two Treatises of Government*, by John Locke

16) 15)の40頁

17) 15)の52頁

18) 15)の43頁

このようにして彼は所有権拡大の妥当性、必然性を規範的に構成する。彼は生得不可侵の所有権によって現実に進行している財産の不平等を容認する。しかし、生得不可侵の諸権利（基本的人権）は両刃の剣である。

というのは生得不可侵の所有権から財産の不平等を批判的に構成することもできるのである。

基本的人権は実践の正当化のための解釈が依拠している要石である。実践が現状肯定的であるのか、それとも批判的であるのかによって解釈もどちらかである。

したがって、基本的人権は現状肯定的ともなり得るし、批判的にもなり得る。

17世紀のホブズやロックの市民社会論と18世紀の、例えばA・スミスの『道徳感情論』における同感理論を通しての市民社会の秩序を構築する論理とは市民社会の認識に画然たる開きがあるということであるが、¹⁹⁾ 私は認識論的に彼らが共通していることを、スミスの「同感」の検討を通して指摘しておく。

社会関係の維持にとって重要な同感当事者が危害を加えられたり、深い悲しみの状況にあるときの当事者の感情にたいする見物人の同感である。もし、見物人が当事者の感情にほんのかずかの共感をよせるだけか、それとも無視した場合、当事者と見物人の感情の交流は断たれるだろう。

スミスはこの場合の同感の成立について次のように述べている。「自然は見物人に対して主たる当事者の諸事情を臆測するように教えると同時に自然はまたこの当事者に対してはある程度まで見物人の諸事情を臆測するように教えている。見物人達が常に当事者の立場に自分自身が立ってみて、それによって当事者が感ずるのと類似した情緒を理解するのと同様に、当事者は常に見物人の立場に立ってみて、それによって自分自身の運命に関する見物人

19) 『市民社会理論の原型』 8頁 田中正司

の冷淡さをある程度まで理解する。』²⁰⁾ かくて立場の交換により原本的感情は互に接近し、供応して同感が成立する。

スミスの展開では、当事者と見物人の感情交流は社会意識 (= fellow-feeling) を成立させるまでは個別的であって社会意識を内在していないことになっている。

スミスは同感を成立させる当事者の行為は自己否定の美德、自己統制の美德をそなえており、他方、見物人のそれは寛大な人間愛の美德、愛すべき美德をそなえていると述べているが、これから判断すると彼らの感情は社会的であって、これの交流というようにも解釈できる。というのは、これらの行為は、社会的に承認されている美德の実践だからである。したがって、あらためて美德の成立、すなわち、これらの行為を美德たらしめる社会的規範の成立を説明しなければならない。しかし、スミスは美德と道徳的適正の行為の差異について「多くの場合、最も完全な道徳的適正（同感を成立させる）をもって行動するためには、最もくだらぬ人間がもっている平凡な普通の程度の感覚力または自制力しか必要ではなく、ある場合には、その程度の感覚力や自制力すらもこれを必要としない。」²¹⁾ [括弧は引用者] と述べて、同感の成立に関して美德の実践は必要のないことを明確にしている。

個々人の感情交流は人間の本性であり、そこに社会秩序が形成されるのは、感情の交流によって fellow feeling が成立するからである。fellow feeling が『道徳感情論』における同感である。ホッブズやロックは自然状態、自然人から演繹的に社会、国家を導出するのにたいし、スミスは現実の感情交流、現実に生活している人間を対象とすることを明確にしている。

スミスの同感把握の方法は次のように説明されている。「現実の心理的感情を感じ、そこから一定の行為をはじめようとしている人間の立場を一方の立場とし、その人間の外側から冷静にながめ理解し、批判しようとしている

20) 『道徳情操論』(上) 68頁, A・スミス 米林・訳 The Theory of Moral Sentiments, by Adam Smith

21) 20)の74頁

人間の立場を他方の立場として、この二つの立場の調和点に原理を求めようとしたのである。』²²⁾ このように感情を二つの立場の動的調和の関係において問題にすることは、それまで決してなかったことでスミスの独創的な企てである。²³⁾ この独創的企てが成功するかどうかは「動的調和」の関係の把握にかかっている。

ホッブズやロック、ルソー等々の近代自然法思想家達の社会把握、つまり諸個人の合算を社会とみなす方法をこれはたしかに越えようとしている。しかし、同感の窮極的には社会意識にはなり得ていないので独創的企ても成功していない。

スミスは動的調和＝感情交流そのものを対象としているのではなく、つまり交流過程の感情ではなく、交流をはじめようとしている人の感情を考察している。

感情交流による同感の存在は人々が共通の価値、道徳、文化の下にあること、あるいは、すでに身にまとっている価値に代って共通に新たな価値を創りあげようとしていることが前提とされる。

Wa と Wb が交換されるためには、Wa と Wb を等置せしめる「或るもの」が存在していなければならないように、ある人々が感情の交流によって同感し、社会秩序の形成にいたるということは、彼らは共通の価値を有しているということである。スミスはこのことには言及していない。

個々の人の感情交流は人間の本性であるとしても、歴史的、文化的状況が相異していれば、感情交流の中味は相異しているだろう。

君主と臣民の感情交流と自由なる諸個人のそれとは相異している。

同感成立に関して決定的役割を果たしている観察者は主たる当事者と同じ立場にすることが前提されなければならないであろう。

観察者が原本的情感に共応するかどうかはその情感をひきおこしている動機、原因を観察者が容認できるかどうかであると、スミスは述べているが、

22) 13)の441頁

23) 13)の442頁

動機ないし原因への共感はそれを理解し得る場を共通にしていることが先決である。交流をはじめようとしている人も現実であるなら、彼は fellow feeling が成立する基盤を共にしているのであるから、原本的情感もそれに応ずる感情もともに共通の価値 (=社会性) を内包している。

したがって、同感成立の考察はこの社会性を対象化しなければならないはずであるが、スミスにはこの問題は欠落している。

スミスはこのことに関しては、近代自然法思想家達と同じである。

「スミスの同感なたしかに感情の社会性の意識であり、また人類の同類感情であり、さらに人格の観念的交換であるけれども、それはあくまで観察者の感情を通じてのみ成立しうるものであった。……………」

他人を考察するのは他人の内部的な感情や他人のさらに他人に働きかけ、あるいはさらに他人から働きかけられる感情を自分がまず観察者として観察することを意味する。

自己についての判断のばあいにも観察者の立場が必要になってくる。自己の内部に観察者をもつことによってこの必要はみたされる。²⁴⁾ 太田が述べているようにスミスの同感については観察者の役割は決定的である。観察者である自分は他人の感情・行為をそれをひきおこした原因を斟酌しながら、その感情についてゆけるかどうかを判断するし、自分自身の感情もまたそれが適性であるかどうかを観察者としての自分が判断するという。このような方法には心理学でいうところの内観法にたいしてなされた批判があてはまる。

他人を観察する場合であれ、自己を観察する場合であれ、私の脱中心化 (客観性) の確保は立場の交換というだけでは不十分である。立場の交換がいかにして可能となるのか。このためには、観察者自身の精神生活の内的機構を解明する必要がある。

「孤児」「フェドラ」「ギリシャ悲劇」「オセロ」等々、そして歴史的、文化的事実、例えば「ジェームス二世の国外脱出」「捕虜となったマケドニア王

24) 13)の449頁

ペルセウス」等々，を演出家としてスミスは観客の興をかきたてるように、つまり共感を得るように解説している。²⁵⁾

彼が優秀な演出家であったかどうかはともかく、それぞれの役者の配置、感情交流の演出は人々の共感を得たとスミスは思っている。演出者、役者、観客が価値を共有しているから、換言すると共通のコードを有しているから、同感あるいは反感の感情交流が成立するのである。

スミスはジェームス二世やペルセウス、当時の人々と感情交流しているのではない。

『道徳情操論』であげられている多くの事例は同感成立の傍証として利用されているのであるが、それらは演出家スミスの価値観の枠内のことである。

したがってスミスの同感概念による社会論もまた近代自然法思想家の体系を特色づけている性格によって規定することができる。

補論。

私は高島のルソーの国家論の解釈、特にその基本的視角に依拠してルソーを解釈する。「ルソーは国家を市民社会に内生的なものとして、市民社会の原理そのものから論理的に引き出そうとした。ルソーにとって、国家は、市民社会が一つの共同体として自己自身を統治するために必然的に自己の体内から生み落とされなければならない共同体の一つのあり方（政治体のあり方）なのである。」（『民族と階級』184頁、高島善哉）

この視角は高島が『社会契約論』のなかに読み取ったのであり、ルソーが明示しているというのではない。

高島は資本主義社会が国家を導出する論理をマルクスの貨幣・導出の論理と付合せ

せる。
「国家と貨幣の相似性はつぎのような諸点に現われる。(1) 貨幣が商品交換社会（市民社会）の拡大発展につれて、その体内から必然的に生み出されてくるように、国家も市民社会の生成と発展につれて、その体内から必然的に出現する。貨幣も国家も、ともに市民生活の論理と密接不可分に結びついていることが知られるのである。(2) 貨幣は一般的等価である。これが貨幣の本質である。これにたいして国家は、ルソーのいい方にならっていえば、一般意志である。そしてこれが国家の本質である。

25) 20)の「2章」「3章」

(3) 一般的等価たる貨幣も、一般意志たる国家も、ともに誰か特定の個人や団体によって作り出されたのではなく市民社会そのものの論理によって作り出されたものである。

(4) 金は一般的等価の実存形態であるが、これにたいし特定の人格である主権者は一般意志の実存形態として現われる。

(5) この(貨幣と国家)共通の地盤とは何であろうか。私はこれを純理論的に考えて、一つの共同社会としての近代市民社会だというふうに考えたい。」(括弧は引用者)(188頁)

私もマルクスの価値形態論でルソーの国家論を解釈してみることにする。

ルソーにおいては一般意志の存在は諸個人は自然状態を脱して共同社会の構成員であるということの意味する。高島が「国家は一般意志である」というとき、国家は、次の如き役割を果たすものとされている。すなわち、各構成員の身体と財産と防禦し、しかも自然状態におけると同じように、ここにおいて各人は自由であるということ。

(『社会契約論』 28頁, ルソー, 平岡, 根岸訳, 角川文庫) 国家は規範的に構成されていることに注意すべきである。

マルクスは、上衣1着と亜麻布20エレが交換されるのは、上衣=亜麻布というように等置を可能ならしめるものが存在しているからだという。これは「価値」であるが、「価値」とは、この場合、商品所有者の共通言語の意味を与えられている。つまり「価値」によって彼らは共通世界の人となる。

「価値」は具体的に貨幣の姿をとることによって、彼らを相互に結合する。

かかる意味においては、「一般意志」と「価値」を類似させることは、誤りである。

というのは「価値」を規範的に解釈することはできないから。しかし、高島の本旨は、ルソーの国家を規範的構成として理解するのではなく、諸個人を交通可能にさせる共通地盤として理解することであろう。ここにおいて貨幣と国家の類似が可能となる。さて、私は価値形態論を適用するために、(4)で述べられている「主権者」を「政府」に置き換える。したがって「政府」は一般的意志の表現体である。

ルソーは「政府とは臣民と主権者との間に設けられ、相互の連絡にあたり、法の執行と、市民的自由と政治的自由の維持を委託された中間団体である」、「政府は不当にも主権者と混同されているけれども、実は主権者の使用人にすぎない」としている。

(ルソー, 同上84頁) 社会を形成し、維持することになる自立的諸個人の交通は商品所有者の相互作用である。自立的諸個人の交通はその交通を可能とさせる一般意志を必然化する。

価値形態の第Ⅲ形態である。(Wb → Wa, Wc → Wa, Wd → Wa, ………) ([上]の二, のⅣを参照)

Waを一般意志とし、Wc, Wd, Wa, ………を主権者を構成している自立的諸個人として、価値形態論を解釈する。

Ⅳ形態は一般意志が政府という具体的姿をとったことを示している。(政府→甲, 政府→乙, 政府→丙…)

Ⅲ形態を認識できないと、政府を主権者と混同する。主権者は甲, 乙, 丙, ………であって政府は使用人にすぎないのであるが。

ルソーは、主権者と政府、政府と人民の関係を $\frac{\text{主権者}}{\text{政府}} = \frac{\text{政府}}{\text{人民（または臣民）}}$ と表現している。この表現はⅢ形態とⅣ形態でその意味を解釈できる。ルソーは主権者と臣民または人民という観念は「市民」というただ一語の中に結合されているという。(同上, 132頁) 政府は市民の拘束下にあるのだが、政府は市民の上に位置する存在という観念を与える。政府の二面性は市民の二面性なのである。市民の政治的実践の表現体が政府なのである。政府とは個々の市民が内的に有している主権者の側面と臣民の側面の拮抗のうえに存在しているのである。これは貨幣と諸商品の関係と同じ関係である。

私は価値形態論にひきつけて、ルソーの社会、国家論を解釈したが、「一般意志」が国家を根拠づける規範として説明されている限り、すなわち自然状態から社会状態を導出するという規範的構成に「一般意志」は位置づけられている限りルソーが近代自然法思想家と共通の性格を有していることを否定しない。

Ⅱ

マルクスは「解釈」は「実践」の反映にすぎないことを、例えば次のように述べて強調している。

甲と乙は「ただ両者に共通の意志行為によってのみ自身の商品を譲渡して他人の商品を取得する。したがって彼らは交互に私有財産所有者として認め合わなければならない。

契約という形態をとるこの法関係は適法的なものとして進行するかどうかは別として一つの意志関係である。この関係に経済的關係が映されている。この法関係または意志関係の内容は経済的關係そのものによって与えられている。」²⁶⁾

マルクスはここではプルドンを批判しているのである。マルクスに依ると、プルドンは社会の基本関係を(商品所有者の)意志関係の下においているのである。

だからマルクスは意志関係は経済關係の反映にすぎないことを、したがっ

26) 5)の111頁

て社会の基本関係の変革は経済関係の変革なくしてはあり得ないことを強調するのである。

私はマルクスのプルードン理解が適確であるのかどうかということはここでは問題にしない。ただ注意したいことは、意志関係は経済的関係の反映にすぎないとして事足りりとしてしまうと、意志関係が基本関係の形成・維持に果している独自の役割を見落してしまうという点である。

川島の『所有権法の理論』を検討するのは、これが「意思関係の内容は経済的関係そのものによって与えられる」ということを論証することを主眼として、法的関係（意思関係）の経済的関係にたいする独自の位置、役割の考察が欠けていると思われるからである。川島は商品から上向するところのマルクスの経済学批判体系にならって、商品に含まれているものから、近代的な法的型態に至ろうとしているようであるが、川島のマルクス「商品論」の説明は不十分であって、これが川島の展開を理解するのに困難を生じさせている。川島は次のようにいう。「資本制における富——所有権の経済的実体——の端初的且つ普遍的な型態は言うまでもなく商品である。すなわち、資本制社会の富はすべて商品として現われ且つ資本制社会の全構造は究局においては商品としての富に内在する社会的諸関係を基礎・起点とする。したがって近代的所有権の特殊＝歴史的な性質、内容は近代的所有権の経済的社会的実質の端初的型態たる商品そのもののうちに含まれているのである。」²⁷⁾ 商品を考察するのは意思関係と経済的関係の二側面を把握するためであるが、これは、「労働の二重性」を理解すること、特にそれが「商品に表示されている」としたマルクスの方法を理解することにかかっている。なぜならば、既に述べているようにマルクスは実践（労働）の二重性によって「商品」に経済的関係（基本関係）を語らせることによって商品所有者の陳述（意思関係を表現している）を批判するという方法を展開している。したがって川島の方法にたいする私の疑問は、川島氏が「労働の二重性」の意義

27) 『所有権法の理論』24頁 川島武宜

を全く理解していないことに帰着する。

実践を正当化するための解釈は私的所有権の不可侵、人格の自由、契約の自由を Key-words としている。これら Key-words が経済関係（商品交換関係）を反映していることを否定することはできないが、逆にまたこれらの用語は、経済関係にたいする関係、主体の実践を表現していることを見落してはならない。

実践を根拠づけ、正当化する解釈は経済（価値）関係にたいする彼らの（想像的）関係の表象に依って商品交換を規範的に構成したものだが、この解釈は社会の形成・維持にとって必須である。というのは社会はこれを法関係として実体化している。

法批判体系の起点に捉えられた「商品論」はかかるひろがりのなかに位置づけられねばならない。

川島氏は、商品交換すなわち「富の相互的な主体者転換」は物の中にあるところの物自身の価値のみによっておこなわれるといている。それでは「価値」による商品交換とはどのようなものであるか。川島はいう。「交換はもっぱら物質的過程として現われ、——だから商品交換社会において人間対人間の関係のすべての側面（法や道德までも）が物質的な（いわゆる唯物的な）ものとして現われる（人間関係の物化）——また物の外にあるところの人間対人間の力によって媒介されないところの平和的な関係である（交換される客体に対する人の支配の相互承認はこのことの一つの側面である。）」²⁸⁾ 川島は価値をどのように理解しているのかということについては、川島の説明がないのでわからない。「マルクス経済学」では通常、価値を一般的抽象的労働の体化と規定している。この規定を川島が採用しているとすれば、上述の川島の説明は価値規定から、どのような論理操作によって導出されているのだろうか。

私は全くわからない。上述の説明には価値規定は必要ないようにさえ思え

28) 27)の24頁

る。

上に引用しているところに続いて、川島は次のようにいう。「(イ)物が商品であるということと、物が交換されあうということとは、相互に他を前提し且つ自らのうちに包含するところの不可分の統一である。商品は交換の論理的前提であり、交換は商品の動的側面である。だが商品の交換が専ら物質的な、したがって平和的な過程であるという、まさにこのことが、必然的に商品と交換とのこの不可分な統一を分裂せしめ、その静的モメントたる商品と動的モメントたる交換と分離し、対立する独立の存在たらしめる。

このことに商品所有権の私的性質の根拠が存在する。というのは次のごとくである。

(ロ)商品の交換が専ら物質的な、したがって平和的な過程であるということは交換が商品交換当事者の意思を媒介とすることを意味する。このことによって、第一に、商品は個人の意思の支配に服する——服することが社会的に承認される——ところの私的な存在（私的所有権）となり、しかも第二に、その交換という社会的な過程はこの私的な意思を媒介とする独立の過程（契約）として私的な所有に対立し、そのことによって商品の所有権の私的性質を独立せしめ、所有権をして純粹に私的なものとして現わしめる。これが商品交換関係において必然的に成立し、また内在するところの所有権の特殊な私的性質の根拠・構造である。」²⁹⁾ ((イ), (ロ)は引用者)

商品所有権の私的性質の根拠が存在するところとして川島が述べているところ(イ)は、マルクスの「商品論」では商品に語らせているところ、すなわち商品が商品所有者に命令する文脈である。

商品所有者は経済関係の人格的表現としてその行為を規定されている。

商品に語らせることによって経済（価値）関係の惜定をする。

(ロ)で述べられていることは、商品所有者による経済（価値）関係にたいする関係の構成である。商品所有者は自らの実践価値関係に規制されているとは意識しないで実践している。

29) 27)の25頁

彼らはむしろ経済関係を構成していると意識している。

川島は(ロ)を(イ)に還元することに、換言すると、(ロ)は(イ)によって規制されているということを強調するだけである。

「基本的カテゴリーとしての私的所有権、契約、人格は質的なものから捨象された単なる量的カテゴリーとしての価値を中心とするところの抽象的存在」、としてしまつては「意思関係」の「経済（価値）関係」にたいする存在領域を消失させてしまう。たしかに、川島は「商品という経済的範疇と法的範疇」とを区別することができていない。³⁰⁾

川島に依ると、近代所有権に存在している私的性質と社会的性質の矛盾は分裂して外的に独立して所有権と契約という型態をとる。

近代的所有権の考察は近代的所有権を含んでいる商品を考察することによってはじまるというのだが、「商品」から所有権と契約に至る説明を彼は与えていない。

商品に含まれている私的性質と社会的性質、そしてその矛盾とはどのようなものであるのか。もし、川島がマルクスの説明に依拠しているなら次のようであろう。

商品は価値と使用価値を内在しており、価値を実現するためには使用価値を実現しなければならないが、使用価値の実現のためには価値を実現しなければならないという矛盾関係にある。この矛盾関係が、使用価値に結実している私的労働の体化している商品と価値に結実している社会的労働の体化している貨幣に分裂するとマルクスは説明している。しかし、この説明は『経済学批判』で展開されており、『資本論』では採用されてはならず決定的なことは川島が採用していると思われる上向の叙述にみられるマルクスの論理にそつていと考へられないということである。

30) 『マルクス主義法学講座、5』99頁所収「財産制度」渡辺洋三

III

『近代法における債権の優越的地位』における我妻の展開を社会の物質代謝を価値循環として把握することによって十全なる「資本」規定をしたマルクスの説明と重ねることによって我妻理論の特質をみることができる。

我妻は理論の出発点を次のように与えている。

「所有権の本質を外界の物質の利用を確保するため、これに排他的支配力を保障する点にあると、とらえたうえで、かかるものとしての所有権との関係において債権を二種類に分け、一つはその所有権の支配力を実現するための手段としての債権とし、他の一つは所有権の支配から切りはなされ、それ自身が独立した経済力を有する債権とに分けるということである。」³¹⁾ これは価値循環を法的に構成する出発点である。価値循環においては「所有権の最も重要な作用は、もはやその客体たる物を物質的に利用することではなく、これを資本として利用して利得を収めることである。即ちこの資本主義経済組織の下においては所有権はその作用において物に対する支配ではなく、人に対する支配である」³²⁾ と結論づける。

この結論はマルクスの「資本」規定と重ねると容易にひきだすことができる。

我妻は所有権の容体を「(1), 土地家屋等の不動産, (2), 工場, 機械, 鉄道等の生産設備, (3), 商品, (4), 貨幣」³³⁾ としている。

(1), (2), (3), (4)であげられているモノは、資本（価値）循環内——G—W

P_m ... P ... W'—G'·G—W——のどこかに位置するとされている。

A

この循環内のどこかに位置しているモノは、例えば、家屋、土地はその使用価値的、具体的属性によって「資本」と規定されているのではなく循環過

31) 30)の90頁

32) 『近代法における債権の優越的地位』9頁, 我妻栄

33) 32)の15頁

程に位置しているから資本なのである。土地、家屋の実体はモノではなく、価値である。価値ということは、土地、家屋は価値増殖体（運動体）の表現物ということである。

我妻の展開は価値循環が支障なく運行するための法整備として与えられている。

我妻は所有権の客体として、(1), (2), (3), (4), 以外にA—G—W／生活領域／A—G—Wの循環において(5)生活領域で消費されるモノが存在していることを承知している。これらのモノはその使用価値属性によって規定されている。これらのモノの「所有権は、所有者に対し、その客体の物質的利用を確保するという所有権本来の作用」をいとなむ。

価値循環の維持・拡大に応じる法整備として「その主要なものは金銭債権の成立と流通を保障するものとして、無因の債務負担行為、証券的意思表示における絶対的表示主義、譲渡行為の無因性、無権利者よりの権利の承継、有価証券理論等があり、また担保価値を独立せしめてその取引を保障するものとして、担保物権の抽象性、担保価値の証券化、譲渡担保理論、財団抵当や企業の担保化等をあげることができる。」³⁴⁾

我妻が所有権の客体から、(5)を除外したとき、そして価値循環の継続的連続性を想定したとき、「所有権の完全な睡眠状態」という結論は予想することができる。

したがってもし結論に問題ありとするならば、それははじめの想定が問題なのである。我妻の展開は明解であって、法的関係とマルクスの「経済関係」をどこで接合すべきかということについて多くのことを教えてくる。

我妻の展開に依拠すると川島の「近代的所有権の観念性」をよく理解することができる。川島はいう「近代的所有権の観念性はその客体たる財貨の観念性そのものによって規定されている。」財貨の観念性とはどういうことなのか。川島は続けて「客体の物質的有体性は所有権の客体の単なる現象型態にすぎず、所有権客体の本質は観念的な価値である。」観念的価値とはどう

34) 30)の91頁

ということなのか。「商品としての物は孤立状態においてでなくして、つねに他の物との相互関連の中に存在するのであり、この他との関連の中で物はその個別的な利用価値としての質を抑揚し、価値一般としての量的存在に転化する。」³⁵⁾ 川島のいっていることは、所有権の客体であるモノは価値である——価値の増殖体の表現物——からモノの具体的属性の利用、消費が所有権の目的ではないということ、これらのモノはその具体的属性を捨象されているが故に、時間、空間を越えて所有権の客体となり、所有権の客体という意味だけを有する観念的存在となる。

我妻は用心して、所有権の客体から(5)を除いている。川島にはこの配慮がない。

しかし、川島が所有権の客体は価値であるというとき、これらのモノは循環上に位置するモノなのである。これらのモノは我妻の(1), (2), (3), (4)である。

そして、近代的所有権の観念性の経済構造とは、物質代謝が価値循環として作動している構造のことである。所有権の客体を価値とするならば、我妻の結論——「所有権の睡眠」——を川島は否定できないだろう。

「所有権の睡眠」の検討は我妻が前提にしている(5)の除外と価値循環の継続性が検討されるべきなのである。「現代社会の主要なる所有権を考察する場合には、(5)を無視しても、決してその観察の中心を誤るおそれはないのである。」³⁶⁾ とはということなのであろうか。資本主義経済組織の運営における所有権の作用をみるのであれば、(5)は資本主義経済過程から外れているから(5)の除外は「観察の中心を誤るおそれはないであろう。」しかし、(5)の除外は実定法の規範である「所有権」からすると全く無意味である。実定法の所有権にとって(1)(2)(3)(4)と(5)を区別することがむしろ問題であるというのは(5)の除外は価値循環を認識しているから意味をもつのであるのに法解釈学は価値循環の認識には至らない。

35) 27)の111頁

36) 32)の16頁

価値循環の継続についていうならば、これが切断して、継続性にたいする不安が社会的となると、睡眠していた所有権は目を覚ますことになるだろう。すなわち、債権・債務の連鎖が断たれると、モノにたいする支配という所有権が作用するのである。

我妻の展開は次のように批判される。

「法解釈学上の法的構成の道具概念を使って直接に社会現象の現実＝事実関係を説明しようとしたところに、我妻のアキレスの腱があったのではなかろうか。ここには法解釈学的認識と社会科学的認識との混同が見られる。」³⁷⁾しかし「我妻のアキレスの腱」といわれているところが、評価されるべきである。

我妻理論は「意思関係」の「経済関係」への還元からは決して把握できない「実践の表現体系」と「解釈」との「ずれ」が奈辺にあるかを教えてくれる。

IV

人が自らの実践を正当化しようとするとき、あるいは社会の identity を求めるとき、彼は実践を規範的に構成して他者に提示し、同意を求める。規範的に構成されたものが、論理整合的であって、それが基底にしている『価値』を他者も共通にしているのであれば、その解釈は受容されるだろう。

この解釈が社会的、制度的に確定されるためには、国家の意思を経由しなければならない。「個々人のばあいには彼の行為のあらゆる起動力が彼の頭脳を通過して彼の意思の動機に変らなければならないように、市民社会のあらゆる要求もまた——どの階級が支配しているかにかかわらず——法律のかたちをとって一般的な効力を得るためには国家の意思を通過しなければならない。」³⁸⁾

37) 30)の94頁

38) 『フォイエルバッハ論』74頁 エンゲルス、松村・訳（岩波文庫）

個々人の行為は有効であるためには彼の頭脳を通過して客体化されることが必要である。つまり、行為の解釈体系によって彼は自己の行為を客体化することが必要である。

かかる意味において市民社会の諸要求も国家意志によって確定されることが必要である。

私が問題にしていることは個別的解釈が社会的、制度的に確定されるとき、その解釈は元のままであるのか、あるいは変形するのであろうかということである。

価値実践の使用価値的解釈（実践と解釈の乖離）が制度的に確定されるとき、どうなるのであろうか。

エンゲルスにはこの問題意識は存在しない。

上に引用したところに続いて彼は次のように述べている。「これは事柄の形式的な側面であって自明のことである。ただ問題は個人のものであろうと、国家のものであろうと、このたんに形式的な意志がどんな内容をもっているのか、どこからこの内容がくるのか、なぜまさにこれが意欲されて別のものが意欲されないのか、ということである。このことをしらべてみると、われわれは近代の歴史においては国家の意志は全体としてみて市民社会の要求の変化によってどの階級が優勢であるかに、そしてけっきょくは生産諸力と交換関係の発展によって決定されることを見いだすのである。」³⁹⁾

「意志の内容」は窮極、生産諸力と交換関係の発展によって決定されているとしても問題は国家の意志の生産諸力と交換関係にたいする独自領域の存在することである。

法関係の経済関係への還元を強調することで法関係の独自領域を欠落させてしまっている川島の展開にたいする批判が、まずここでもあてはまる。

「国家は大体において生産を支配している階級の経済的諸要求の総括的な形での反映にすぎない」としても国家は諸要求をそれらが一部の人々の要求

39) 38)の74頁

であればあるほど、一層それらに普遍的、一般的要求という外装をまとわせてから充足する。

エンゲルスが問題にしている「意志の内容」及び「どこからこの内容はきているのか」というようなことは「価値実践」の「表現体系」を読み取ることによって把握できるのである。私が問題にしていることは実践の規範的構成である解釈が国家の意志を経由して、それが『価値』と手続きに分化して制度化されるということである。

国家の意志を経由する市民社会の諸要求は価値循環の維持、拡大に資するものであるということ、少なくともそれに反するものではない。というのは、国家の第1の機能が秩序の維持であるならば、価値循環の維持、拡大は秩序を安定せしめる必須の要件である。国家は市民（商品所有者）にたいして自己の存立根拠、そして政策の正当性、つまり要求をとりあげることの妥当性を説明しなければならない。少なくとも説明する、あるいは弁明するという体裁をとらなければならない。商品所有者の相互作用（価値実践の総体）の規範的構成であるところの解釈体系と同じ構造を有している近代自然法の体系の国家の説明からそのことが推察できる。換言すると、近代国家は自らの規範的構成の解釈体系をその存立のための一要因としているのである。

換言すると、近代国家による人権の承認は近代国家が自然的土台としている市民社会ならびに市民社会の人間、すなわち私的利害と無意識の自然必然性というきずなによって人々と結ばれているにすぎない独立の人間、営利活動と彼自身ならびに他人の私利的欲望の奴隷である人々の承認である。⁴⁰⁾ かかる人々にまとまりと、統一を与えているのが人権観念の体系（解釈体系）である。だから国家は人権を承認することで、つまり人権観念を実定法化することで秩序維持の機能を果たす。⁴¹⁾

それは、まず人権の承認で国家は存立根拠を獲得する。

それから人権の承認、すなわち実定法化によって人権観念は国家の存立を

40) 『マルクス・エンゲルス全集』2, 118頁

根拠づけている『価値』と形式(手続き)に分化することで、実定法化は国家に行動の弾力性を与える。

人権観念(自然法の体系)の与える秩序規範がもし現実に適用されたとしたら諸々の行為が常にその秩序規範を成立せしめている価値(根本規範)に遡及して正当性の判定がおこなわれるだろう。ケルゼンは次のようにいう。自然法の「根本規範はその体系中の内容の異なった諸規範へと展開されて行く。真実・誠実という根本規範からは斯いてはならない、約束は守らねばならない、などの諸規範がうまれる」

「これら諸規範はもともと根本規範の中にすでに包含されており、そこから単に思惟の操作によって獲得される。」⁴²⁾しかし価値に遡及したとしてもその行為が正当であるのか、不当であるか、の判定は一義的には決定されず、決定は恣意的であって、自然法の現実への適用は実定法に転化せざるを得ないのである。なぜなら、市民社会の規範は論理であるから、決定は所与とされている基本形式(論理)に従ってなされなければならない。

実定法の根本規範は自然法のそれとは異なって「規範定立の権威の授権」である。

41) 『人権宣言論』(Die Erklärung der Menschen- und Bürgerrechte) (所収、『人権宣言論争』初宿正典・編訳)における、イエリネクの見解にたいしてはカッシーラーの次の解釈を採用しておく。「イエリネクは、1789年の8月26日のフランスの憲法議会で採択された人権宣言と17、18世紀の哲学の基本的な考えとのあいだには、なんら直接的な関連がないということを主張した。彼はこの人権宣言の手本をむしろアメリカの『権利の章典』、とりわけ1776年6月12日にヴァージニア州が発布した権利宣言においてみたわけである。

だがわれわれはたとえイエリネクの主張の積極的内容に同意するとしても——つまりフランスの人権宣言がアメリカの範例に従っていることは紛れもない事実であり、それは細かい点にわたって立証しうる——そこからイエリネクの結論の否定的部分は導き出すことはできない。なぜならばアメリカの権利宣言それ自体がすでに自然法精神の支配的な影響下にあるからである。権利宣言はそこから人間的・市民的権利の要求がおこった根ではなくて、むしろそれは特殊的な原因によって規定され歴史的状況にめぐまれて発展させられてきた自然法の普遍的理念のひとつの分枝なのである。」(『啓蒙主義の哲学』308頁 E・カッシーラー、中野好之・訳)

すなわち、「特殊規範はその内容が根本規範と合致するという理由で妥当するのではない。

特殊規範の創設が根本規範に表示されたルールに適合しているから妥当するのである。」⁴³⁾

したがって実定法体系の統一性は授権的関連の統一性である。そしてこの統一性は帰属 (Zurechnung) によって確保される。

法の主体は法効果の法律要件への帰属の中心としての意味を有するだけである。

実定法体系からとらえられる主体はこれ以外の意味をもっていない。

近代自然法思想家が人間を観察することによって把握した人間本性から演繹した社会、国家論の体系はその体系から人間を追出すことによって実定法化されることでその本旨を実現している。換言すると、生得不可侵の諸権利はその現実化のためには手続き (形式) の整合性という審査を課せられる。この審査は諸権利の妥当性、あるいは正当性といったことをその内容から問うことはしない。

——「すなわち法の諸制度は実体的な面での従属 (法の形式性が前提にしている価値には法は関与しない) という代償を払って手続的な面での自律性を手に入れる。」⁴⁴⁾

42) 『自然法論と法実証主義』21頁 H・ケルゼン 黒田・訳

43) 42)の22頁

44) 『法と社会の変動理論』90頁 P・ノネ, P・セルズニック, 六本佳平・訳: Law and Society in Transition, by Philippe Nonet and Philippe Selgnick 人権観念の規範的論理の『価値』と形式 (手続) への分裂は次のような事態となる。「(1), 法は政治から分離されている。特に, 司法の独立が宣明され, 立法機能と司法機能との間に明確な一線が引かれる。(2), 法秩序は「準則モデル」を信奉する。準則に焦点を絞ることは, 公務担当者の答責性 (accountability) をある程度確保するのに役立つ。同時にそれは, 法の諸制度の創造性に, そして政治の領域を侵犯する危険に制限を加える。(3), 「法の核心は手続きにある。」実質的正義でなく, 規則正しさ (regularity) と公正とが, 法秩序の第一の目的であり, 主要な能力である。(4), 「法への忠実 (fidelity of law)」は, 実定法の諸準則の厳格な遵守として理解される。現行法の批判は, 政治過程の回路を通してなされなければならない。」(84頁同上)

実定法が社会秩序の意志に有効であるのは、この社会において形式（論理）性が人々の従うべき規範となっているからである。

これが国家が実定法を効率的（社会的費用をできるだけ少なくして）強制力でもって実効たらしめる主要因である。

この規範は商品所有者の相互作用によって与えられている。商品所有者の相互作用は事物の具体的属性を捨象するところの抽象（価値）化である。だから論理は対象と切断された形式性の追求ということに限定される観念領域の事となるのである。⁴⁵⁾

ここに実定法の有効性の保証が存在する。

対象との切断によって観念的に自立した形式性ということも、しかし完全に対象から自立しているのではない。形式性は人の対象への同化、適応を母胎としているのである。

このことは実定法が恣意性を排除し、形式性をその本質としているといっても、実定法の諸規範を統一している「規範定立の権威の授権」としての根

45) 「子どもと青年の道徳的規則の心理発生的な発達をたどることによって、われわれはその発達の中に二種類の明確な構造を区別することができた。すなわち、規範の根源を尊敬の対象たる人物への一方的な服従の中に求めることができる構造と、相互性あるいは相互的尊敬の体系に起因する構造である。

これらの道徳のうちの前者は明らかに形式がその内容を決定しない構造に属しているのに、後者では形式の効果が内容に及んでいることがわかる。（後者には）個人間の協力に介入している認知的性格をもった論理的操作に類似するものが容易に見いだされる。』『現代科学論』59頁、J・ピアジェ、芳賀・訳 General Problems of Interdisciplinary Research and Common Mechanisms

諸個人間の共応、相互作用が社会の物質代謝と不可分であるということが、諸個人間の共応によって生みだされた規則を社会の規範たらしめている。この規則を人が尊重するのはその内容ではなく、その形式的整合性のためである。諸個人は相互作用によって立場を交換しても規則の理解には異なることがないということを承知している。したがって彼らが尊重すべきものとして感得するのは規則の形式性、整合性なのである。

もし、規則が立場の交換と対立するものであるなら、その規則の社会的有効性はその内容によって与えられている。この場合、社会の物質代謝は立場の交換を否定している原理によって律せられているだろう。人格的依存の社会関係の下では立場の交換によって社会を把握することはできない。

本規範はその妥当性を実定法それ自体から得ることはできないのであって実定法の外にそれを求めるということなのである。実定法はその妥当性を前提にしているのである。根本規範は「社会がこの秩序の規範的な価値を承認しているという具体的な事実の抽象的表現以外の何ものでもない。それ故、根本規範は一つの権力の実効的な行使、およびこの権力、あるいはこの権力から発する諸規則の体系の承認という社会的な実在に対応している。」⁴⁶⁾

かかる意味において実定法は価値（恣意性）を排除することで価値の実現、つまり秩序維持の機能を果しているといえることができる。国家は実定法的前提である根本規範の妥当性についての人々の議論を実定法の形式性と分離することによって秩序の安定性をはたし、形式（手続き）の整合性への従属ということで価値にたいして中立という外装で価値循環の維持・拡大に資する政策をおこなうのである。人権観念の体系がその形成期から課されていた正当化の役割がその実定法化によって人権観念は『価値』と論理性に分化し、

対象との切断による実定法の形式性と論理との親縁関係について次のようにいえることができる。「法は論理と同様に、諸群括の (groupement) 体系の形態で構造化されるのであり、この形態を統合的に構成している非対称的諸関係（はめこまれる帰属）、対称的な諸関係（相互的な共応、あるいは、契約による諸関係）、および諸クラス、の諸群括の明示している記号論理的な諸定式で諸規範の全階位制を表現することは容易であろう。その上、法律的な諸命題は一方が他方の中に恒等的に含まれるのではなく、一方が他方から出発して構築されるが、これは諸々の解き離されえない適用と創造とから作られる法律的な構築を本来的に構築的諸操作から作られる論理的な構築と平行化することに帰着する。」⑫の300頁

実定法の実効性は人々の形式性の尊重が前提であるが、これは、また商品交換によって保証されている。換言すると「親縁関係」は、商品交換によって(A)と(B)を不可分一体化している社会においてのみ見出すことができるのである。すなわち、論理は二種類の社会的性格をともなっている。(1)、協働、これは、客観的におこなわれる討論、協同作業、思想の交換、相互批判（証明と論証とにたいする欲求の源泉となる。）などである。(2)、論理はほかの人によって強制され、承認をうけた思考の道徳である。というのは、論理には共通の規則ないし共通規範がふくまれているのだから。（『知能の心理学』307頁、J・ピアジェ 波多野・滝沢・訳 La psychologie de L'intelligence, par Jean Piaget.） 実定法の形式性の承認は自立的諸個人（商品所有者）の相互作用と照応しているのである。

制度化することによって实际的に果されている。これが、司法権と立法・行政両権との分離として知られるようになったものである。

〔I〕、国家は社会秩序の維持・安定化をその実践の第1としている。

〔II〕、国家は基本的人権の擁護、実現を第1とすべきであるとされている。

国家は〔I〕の効率的実践のために〔II〕を放棄することはしない。〔I〕の実践を〔II〕によって根拠づけ、正当化するのである。

そこで、国家は〔I〕と〔II〕を「法」によって結びつける。〔I〕の実践を「法」の下に置き、つまり「法」の形式性、手続き、の範域下に置くことによって〔I〕の実践を〔II〕からの直接的拘束から解放し、〔I〕の実践の自由度を拡大する。〔I〕を拘束している〔II〕つまり基本的人権は「法」の前提、基底にあるものと観念され、「法」の実践と「基本的人権」に関わる実践の回路が分離された。

この分離を可能にしているのは「法」の形式性という性格である。つまり基本的人権の中味に関わることは価値の次元、主観の領域であるとされる。

「法」の形式性という客観性が基本的人権の実現の确实なる方途と観念される。

かくして、国家の実践は諸価値のうち、社会秩序を支えている価値を実践し、擁護しているのである。